

提供日 2013/06/27

タイトル 県立総合病院に救命救急センターの開設

担当 県立総合病院

連絡先 県立総合病院 事務部 経営企画課長

TEL 054-247-6111(代)



～ともしつくる 信頼と安心の医療～

県立総合病院が救命救急センターに指定

(概要)

県立総合病院では、より重篤な救急患者に対する救命医療や、基幹災害拠点病院として災害時の医療救護に対応するため、7月からは救命HCUの運用を開始し、救命救急センターとしての医療を提供します。

(施設改修)

循環器病センター1階の1G病棟に救命HCU 8床と緊急処置室等を整備し、既存のICU (3G病棟)、HCU (3A病棟) と合わせ、救命救急センターを構成します。

(医療機器)

1階には、生体情報モニターシステム、低体温療法装置、HCUベッド等の医療機器を備え、3階の3G病棟には熱傷浴槽を有する熱傷治療室、3A病棟には熱傷や減圧症等の治療に使われる高気圧酸素治療装置を有する高圧酸素治療室を整備しました。

(救命救急センターの指定基準)

- ① 24時間体制で重篤な救急患者を受け入れること
- ② 高度な救急医療の専門的知識と技能を有する責任者（日本救急医学会指導医等）及び適当数の専任医師（日本救急医学会認定医等）を有すること
- ③ 専任の看護師を適当数有すること
- ④ 診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保すること
- ⑤ 専用病床を概ね20床以上、集中治療室（ICU・HCU）を適当数有すること
- ⑥ 救命治療に必要な医療機器（生体情報モニター等）を備えること